

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
国自総第 510号 国自貨第 118号 国自整第 211号 平成15年 3月10日	国自総第 510号 国自貨第 118号 国自整第 211号 平成15年 3月10日
一部改正 国自総第 330号 国自貨第 94号 国自整第 96号 平成18年10月27日	一部改正 国自総第 330号 国自貨第 94号 国自整第 96号 平成18年10月27日
一部改正 国自総第 588号 国自貨第 165号 国自整第 180号 平成19年 3月30日	一部改正 国自総第 588号 国自貨第 165号 国自整第 180号 平成19年 3月30日
一部改正 国自安第 55号 国自貨第 73号 国自整第 48号 平成21年 9月28日	一部改正 国自安第 55号 国自貨第 73号 国自整第 48号 平成21年 9月28日
一部改正 国自安第 119号 国自貨第 116号 国自整第 93号 平成21年11月20日	一部改正 国自安第 119号 国自貨第 116号 国自整第 93号 平成21年11月20日
一部改正 <u>国自安第 9号</u> <u>国自貨第 12号</u> <u>国自整第 7号</u> <u>平成22年 4月28日</u>	
各地方運輸局自動車交通部長 殿 （関東・近畿）運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿	各地方運輸局自動車交通部長 殿 （関東・近畿）運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿
自動車交通局安全政策課長 自動車交通局貨物課長 自動車交通局技術安全部整備課長	自動車交通局安全政策課長 自動車交通局貨物課長 自動車交通局技術安全部整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。)について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」(平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。)は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第2条の2 ～ 第2条の8 (略)

第3条 過労運転の防止

1 ～ 3 (略)

4. 第5項関係

「酒気を帯びた状態」とは、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わないものである。

5. 第6項関係

(1) ～ (2) (略)

6. 第7項関係

(1) ～ (2) (略)

7. 第8項関係 (略)

第4条 ～ 第6条 (略)

第7条 点呼等

1. 第1項、第2項及び第3項関係(別紙2参照)

(1)「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。)について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」(平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。)は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第2条の2 ～ 第2条の8 (略)

第3条 過労運転の防止

1 ～ 3 (略)

4. 第5項関係

(1) ～ (2) (略)

5. 第6項関係

(1) ～ (2) (略)

6. 第7項関係 (略)

第4条 ～ 第6条 (略)

第7条 点呼等

1. 第1項、第2項及び第3項関係(別紙2参照)

(1)「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

(2) ～ (3) (略)

(4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所に設置したカメラによって運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、乗務前点呼及び乗務後点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を自動的に記録及び保存することで当該運行管理者等が当該測定結果を確認できるものをいう。

(5) ～ (7) (略)

(8) 「酒気帯びの有無」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わないものである。

(9) 第18条第3項の規定により補助者を選任し、点呼の一部を行わせる場合であっても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも3分の1以上でなければならない。

2. 第4項関係

(1) アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものを含むものとする。

(2) アルコール検知器は、当面、性能上の要件を問わないものとする。

(3) 「アルコール検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所に設置され、営業所に備え置き（携帯型アルコール検知器等）又は営業所に属する事業用自動車に設置されているものをいう。

(4) 「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。

このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、次のとおり、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。

① 毎日（アルコール検知器を運転者に携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合にあっては、運転者の出発前。②において同じ。）確認すべき事項

ア アルコール検知器の電源が確実に入ること。

イ アルコール検知器に損傷がないこと。

② 毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項

ア 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。

なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

(2) ～ (3) (略)

(4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所に設置したカメラによって運行管理者等が運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況を随時確認でき、かつ、乗務前点呼においては、当該運転者の飲酒の状況に関する測定結果を自動的に記録及び保存することで当該運行管理者等が当該測定結果を確認できるものをいう。

(5) ～ (7) (略)

(8) 第18条第3項の規定により補助者を選任し、点呼の一部を行わせる場合であっても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも3分の1以上でなければならない。

イ 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。

(5)「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。なお、対面ではなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者の応答の声の調子等電話等を受けた運行管理者等が確認できる方法で行うものとする。

(6)「アルコール検知器を用いて」とは、対面ではなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法）で報告させることにより行うものとする。

営業所と車庫が離れている場合等、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、運行管理者等が持参したアルコール検知器又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用することによるものとする。

3. 第5項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨、並びに報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

(1) 乗務前点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法

イ. アルコール検知器の使用の有無

ロ. 対面でない場合は具体的方法

- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況
- ⑧ 日常点検の状況
- ⑨ 指示事項
- ⑩ その他必要な事項

(2) 乗務途中点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時

2. 第4項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨、並びに報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

(1) 乗務前点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法 (対面でない場合は具体的方法)

- ⑥ 運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況
- ⑦ 日常点検の状況
- ⑧ 指示事項
- ⑨ その他必要な事項

(2) 乗務途中点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時

⑤ 点呼方法

イ. アルコール検知器の使用の有無

ロ. 具体的方法

⑥ 酒気帯びの有無

⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況

⑧ 指示事項

⑨ その他必要な事項

(3) 乗務後点呼

① 点呼執行者名

② 運転者名

③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④ 点呼日時

⑤ 点呼方法

イ. アルコール検知器の使用の有無

ロ. 対面でない場合は具体的方法

⑥ 自動車、道路及び運行の状況

⑦ 交替運転者に対する通告

⑧ 酒気帯びの有無

⑨ その他必要な事項

第8条 ～ 第17条 (略)

第18条 運行管理者等の選任

1. 第1項第1号及び第2号に定められている運行管理者の選任数を表にまとめると、次のとおりである。

なお、本条の趣旨からして、運行管理者は他の営業所の運行管理者又は第3項に規定する補助者を兼務することはできない。ただし、本通達第7条1.(5)、1.

(6)及び1.(7)により他の営業所の点呼を行う場合は、運行管理者の兼務に該当しない。

事業用自動車の両数（被けん引車は除く）	運行管理者数
29両まで（運行車＋運行車以外）	1人
5両以上29両まで（運行車以外）	
30両～ 59両（運行車＋運行車以外）	2人
60両～ 89両（運行車＋運行車以外）	3人
90両～ 119両（運行車＋運行車以外）	4人
120両～ 149両（運行車＋運行車以外）	5人
150両～ 179両（運行車＋運行車以外）	6人
180両～ 209両（運行車＋運行車以外）	7人
210両～ 239両（運行車＋運行車以外）	8人

⑤ 点呼方法

⑥ 運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況

⑦ 指示事項

⑧ その他必要な事項

(3) 乗務後点呼

① 点呼執行者名

② 運転者名

③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④ 点呼日時

⑤ 点呼方法（対面でない場合は具体的方法）

⑥ 自動車、道路及び運行の状況

⑦ 交替運転者に対する通告

⑧ その他必要な事項

第8条 ～ 第17条 (略)

第18条 運行管理者等の選任

1. 第1項第1号及び第2号に定められている運行管理者の選任数を表にまとめると、次のとおりである。

なお、本条の趣旨からして、運行管理者は他の営業所の運行管理者を兼務することができない。ただし、本通達第7条1.(5)、1.(6)及び1.(7)により他の

営業所の点呼を行う場合は、運行管理者の兼務に該当しない。

事業用自動車の両数（被けん引車は除く）	運行管理者数
29両まで（運行車＋運行車以外）	1人
5両以上29両まで（運行車以外）	
30両～ 59両（運行車＋運行車以外）	2人
60両～ 89両（運行車＋運行車以外）	3人
90両～ 119両（運行車＋運行車以外）	4人
120両～ 149両（運行車＋運行車以外）	5人
150両～ 179両（運行車＋運行車以外）	6人
180両～ 209両（運行車＋運行車以外）	7人
210両～ 239両（運行車＋運行車以外）	8人

2. (略)

3. 第3項の補助者の選任については、運行管理者の履行補助として業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所を兼務しても差し支えない。

ただし、その場合には、各営業所において、運行管理業務が適切に遂行できるよう運行管理規程に運行管理体制等について明記し、その体制を整えておくこと。

4. 補助者は、運行管理者の履行補助を行う者であって、代理業務を行える者ではない。

ただし、第7条の点呼に関する業務については、その一部を補助者が行うことができるものとする。

5. 補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。

イ. 運転者が酒気を帯びている

ロ. 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができない

ハ. 無免許運転、大型自動車等無資格運転

ニ. 過積載運行

ホ. 最高速度違反行為

第19条 ~ 第20条 (略)

第21条 運行管理規程

補助者を選任する場合には、補助者の選任方法及び職務並びに遵守事項等について明記しておくこと。

第23条 (略)

第24条 運行管理者の資格要件

1. ~ 2. (略)

3. 第1項第1号の「講習」のうち少なくとも1回は基礎講習を受講すること。

4. 第1項第1号の「講習」の受講回数については、同号に基づいて国土交通大臣が認定した基礎講習又は一般講習を同一年度に受講した場合1回とする。

第25条 (略)

第26条 運行管理者証の訂正

資格者証の訂正を行った場合には、資格者証台帳に訂正年月日等必要な事項を記載しておくこと。この場合、資格者証番号は当初付した番号とする。

また、訂正申請書の保存期間は3年間とする。

第27条 ~ 第31条 (略)

2. (略)

3. 補助者は、運行管理者の履行補助を行う者であって、代理業務を行える者ではない。

ただし、第7条の点呼に関する業務については、その一部を補助者が行うことができるものとする。

第19条 ~ 第20条 (略)

第21条 運行管理規程

補助者を選任する必要がある場合には、補助者の選任方法、補助者の職務等について明記しておくこと。

第23条 (略)

第24条 運行管理者の資格要件

1. ~ 2. (略)

3. 第1項第1号の「講習」の受講回数については、同号に基づいて国土交通大臣が認定した基礎講習又は一般講習を同一年度に受講した場合1回とする。

第25条 (略)

第26条 運行管理者証の訂正

資格者証の訂正を行った場合には、資格者証台帳に訂正年月日等必要な事項を記載しておくこと。この場合、資格者証番号は当初付した番号とする。

第27条 ~ 第31条 (略)

附 則

本通達中第9条の4 1.、第10条4. 及び第23条4. (1)の「国土交通省自動車交通局安全政策課が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報」による取扱いについては、平成15年8月1日から開始するものとし、今後、別途定めることとする。それまでの間は、旧通達により取り扱うこと。

附 則（平成18年10月27日付け国自総第330号、国自貨第94号、国自整第96号）

改正後の通達は、平成18年10月27日から適用する。

附 則（平成19年3月30日付け国自総第588号、国自貨第165号、国自整第180号）

改正後の通達は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年9月28日付け国自安第55号、国自貨第73号、国自整第48号）

改正後の通達は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年11月20日付け国自安第119号、国自貨第116号、国自整第93号）

改正後の通達は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年4月28日付け国自安第9号、国自貨第12号、国自整第7号）

改正後の通達は、平成22年4月28日から施行する。ただし、第7条に2. を加える改正規定、同条3. (1)⑤、(2) 及び (3) の改正規定並びに第21条の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

別紙1 ～ 別紙6 （略）

別添 （略）

附 則

本通達中第9条の4 1.、第10条4. 及び第23条4. (1)の「国土交通省自動車交通局安全政策課が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報」による取扱いについては、平成15年8月1日から開始するものとし、今後、別途定めることとする。それまでの間は、旧通達により取り扱うこと。

附 則（平成18年10月27日付け国自総第330号、国自貨第94号、国自整第96号）

改正後の通達は、平成18年10月27日から適用する。

附 則（平成19年3月30日付け国自総第588号、国自貨第165号、国自整第180号）

改正後の通達は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年9月28日付け国自安第55号、国自貨第73号、国自整第48号）

改正後の通達は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年11月20日付け国自安第119号、国自貨第116号、国自整第93号）

改正後の通達は、平成21年12月1日から施行する。

別紙1 ～ 別紙6 （略）

別添 （略）